

株主各位

証券コード7979
平成27年6月3日
京都市東山区福稲上高松町11番地株式会社 松風
取締役社長 根来 紀行

第143回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第143回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 京都市東山区福稲上高松町11番地
株式会社 松 風（本社 厚生館）

3. 目的事項
報告事項

1. 第143期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第143期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役報酬額改定の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎代理人を株主総会に出席させる場合、代理人は当社の株主であることを要します。また、代理人は1名に限らせていただきます。なお、代理人は株主総会に出席の際に、株主ご本人の議決権行使書面とともに、代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ<<http://www.shofu.co.jp>>において、その旨掲載しますので、あらかじめご了承ください。
 - ◎本定時株主総会におきましては、当社役職員は軽装（ワールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。株主のみなさまにおかれましては軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界各地で多発する紛争、円安傾向や原油価格の急落などの外的要因のほか、消費税率の引き上げに際し、駆け込み需要とそれに伴う反動などの内的要因の影響を受けました。しかしながら景気は、政府の経済政策、日本銀行による金融緩和政策や、企業の活発な投資活動により、総じて回復基調をたどり、株価の上昇などもあって、個人消費も底堅く推移しました。

当歯科業界におきましては、歯科医療費は引き続き増加傾向にあり、国内歯科業界全体の事業環境は緩やかな回復が見られます。しかしながら、事業環境の変化の波に乗るためには、多様化するニーズをつかみ、商品化につなげていくための努力を継続することが必須であると考えております。そのためには、投資による売上拡大と適正な利益を上げることが必要であり、これらを円滑に、かつ迅速に実施していく体制の整備は欠かせないものとなっています。

このような状況下において、当社グループは、着実に収益を上げることができる企業体質を構築するため、さまざまな施策を推進してまいりました。具体的には、新製品やCAD/CAM関連製品を市場に投入し、これらの製品が収益に大きく貢献しました。

また、当社がこれから大きく成長するためには国内外における製造拠点の整備が喫緊の課題であるとの判断から、子会社である株式会社昭研の工場を新築・移転し、社名を「株式会社松風プロダクツ京都」に改めたほか、株式会社滋賀松風においても義歯関連製品等を新たに製造するため工場を増設いたしました。さらに、ドイツの人工歯メーカーであるMerz Dental GmbH社の全株式を取得し、子会社化することを決定し、株式売買契約書を締結しました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は、196億88百万円と、前期に比べ14億29百万円(7.8%)の増収となりました。

営業利益は、積極的な投資を行ったことにより、販売費及び一般管理費が増加したものの、増収の効果もあり、11億59百万円と、前期に比べ1億72百万円(17.5%)の増益となりました。

経常利益は、為替差益など営業外収益が減少したため、増益幅が縮小したものの、11億14百万円と、前期に比べ1億35百万円(13.9%)の増益となりました。特別損失に売却予定である固定資産の減損損失などを計上した結果、当期純利益は、5億81百万円と、前期に比べ75百万円(14.8%)の増益となりました。

(デンタル関連事業)

国内におきましては、前期に投入した光重合型歯冠用硬質レジン「ソリデックス ハーデュラ」や歯科用高分子系仮封材料「PRG プロテクトシール」、デジタル口腔撮影装置「アイススペシャル C-II」が引き続き好調に推移したほか、CAD/CAM関連の新製品が売り上げに寄与したことにより、前期比増収となりました。

海外におきましては、北米・中南米や中国を中心に各地域で堅調に推移し、さらに円安による為替の影響もあり、前期比増収となりました。

これらの結果、デンタル関連事業の売上高は、178億50百万円と前期比14億71百万円(9.0%)の増収となり、営業利益は11億53百万円と前期比2億27百万円(24.6%)の増益となりました。

(ネイル関連事業)

ネイル関連事業は、市場規模こそ緩やかな拡大を見せているものの、価格・品質を巡る競争は厳しいものになっております。当期は、初めて一般消費者向けの新規ジェルネイルシステム「by Nail Labo」を発売いたしました。また、ジェルネイルシステム「Presto Bambina」が売り上げに寄与したものの、主力製品である「Nail de Dance」が減収になりました。海外では、当社商品を取り扱う合併会社を台湾に設立いたしました。

これらの結果、ネイル関連事業の売上高は、17億50百万円と、前年同期比42百万円(2.4%)の減収となり、営業損失は24百万円の赤字（前期比49百万円の減益）となりました。

(その他の事業)

当社グループの株式会社松風プロダクツ京都において、歯科用研磨材の生産技術を応用し、工業用研磨材を製造販売しております。その他の事業の売上高は87百万円と前期比0.7百万円(0.8%)の増収となり、営業利益は22百万円と前期比6百万円(22.3%)の減益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資は、16億50百万円であります。その主なものは、滋賀県甲賀市に新築し、当社の完全子会社である株式会社滋賀松風が使用する新工場の取得費用の当期発生分4億29百万円、及び株式会社松風プロダクツ京都が使用する新工場の取得費用の当期発生分3億95百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金及び金融機関からの借入により充当しました。

(4) 事業の譲渡の状況等

該当事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況

①企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	期 別	第140期	第141期	第142期	第143期 (当期)
		平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
売 上 高(百万円)		15,985	16,028	18,258	19,688
経 常 利 益(百万円)		962	732	978	1,114
当 期 純 利 益(百万円)		510	18	506	581
1 株 当 た り 当 期 純 利 益		31円77銭	1円17銭	31円77銭	36円45銭
総 資 産(百万円)		22,795	22,817	24,039	29,442
純 資 産(百万円)		18,439	18,662	19,747	21,781

(注) 第142期(平成26年3月期)より、会計方針の変更を行っており、第141期(平成25年3月期)の数値につきましては、当該会計方針の変更を遡及適用した数値で表示しております。

②当社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	期 別	第140期	第141期	第142期	第143期 (当期)
		平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで
売 上 高(百万円)		12,874	12,688	14,006	15,127
経 常 利 益(百万円)		696	503	659	855
当 期 純 利 益(百万円)		427	262	467	583
1 株 当 た り 当 期 純 利 益		26円59銭	16円40銭	29円33銭	36円60銭
総 資 産(百万円)		19,579	19,513	19,767	24,715
純 資 産(百万円)		15,762	15,952	16,467	18,016

(6) 対処すべき課題

為替の円安傾向や消費税率の引き上げといった、国民の負担を重くする要因は、原油価格の大幅な下落などである程度相殺され、企業業績や消費者の購買力の回復傾向は次第に鮮明になりつつあります。しかしながら、当社が安定して相応の利益を上げられる状況には至っていないと認識しております。そのような状況のもと、当社は中期経営計画の3年目であった第143期において掲げた売上目標を達成し、新たな中期経営計画のもとで、創立100周年である平成34年には連結売上高500億円、連結営業利益75億円の目標達成を期して、さらなる成長に向かって、さまざまな施策を推進してまいります。

具体的には、第143期において、当社の子会社である株式会社滋賀松風、株式会社松風プロダクツ京都の2社で工場を新築したほか、歯科用インプラントシステム及び関連機器の販売会社である松風バイオフィックス株式会社を平成27年4月1日付で設立することを決定しました。ドイツにおいてMerz Dental GmbH社の全株式を取得し、同社を松風グループに迎え入れることにするなど、国内外における事業展開を活発に展開するための足場を築きました。

今後は、これらの投資に見合った利益を確実に上げることに重点を置き、グループのシナジー（相乗効果）を高めることが最優先課題であると考えております。

ネイル関連事業においても、台湾で合併会社を設立するなど、着々と販売基盤の整備を進めており、今後も成長著しいアジアの市場において営業力の強化を図ってまいります。

その他の事業においても、きめ細かい営業活動を通じて、安定的に利益を得られる体制の構築を進めてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループは、デンタル関連事業、ネイル関連事業、その他の事業の3つの事業の種類別セグメントにより構成されておりますが、それぞれの事業の種類に属する主要製品は次のとおりであります。

事業別	主要製品
デンタル関連事業	人工歯類、研削材類、金属類、化工品類、セメント類、機械器具類
ネイル関連事業	ネイルケア製品類
その他の事業	工業用研磨材

(8) 主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

本 社	京都市東山区福稲上高松町11番地
東 京 支 社	東京都文京区
札 幌 営 業 所	札幌市中央区
仙 台 営 業 所	仙台市青葉区
名 古 屋 営 業 所	名古屋市名東区
大 阪 営 業 所	大阪府吹田市
福 岡 営 業 所	福岡市博多区
工 場	京都市東山区

(9) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
881名	47名増

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
426名	7名減	42.48歳	17.35年

(注) 1. 上記の従業員数には、社外から当社への出向者（5名）を含んでおります。

2. 上記の従業員数には、臨時従業員（117名）、当社からの出向者（11名）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（平成27年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社京都銀行	1,500百万円
株式会社滋賀銀行	750百万円
株式会社三井住友銀行	375百万円
三井住友信託銀行株式会社	375百万円
日本生命保険相互会社	100百万円

(注) 当社は、機動的かつ安定的な資金調達体制を構築するため、取引金融機関4行とコミットメントライン契約を締結しております。

当期末におけるコミットメントライン契約に係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

コミットメントラインの総額	4,000百万円
借入実行残高	3,000百万円
差引残高	1,000百万円

(11) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
SHOFU Dental Corporation	84千米ドル	100.0%	当社販売品目のアメリカ・カナダ・中南米等における販売
株式会社滋賀松風	152,000千円	100.0%	当社販売品目のうち、人工歯等の製造
SHOFU Dental GmbH	1,000千ユーロ	100.0%	当社販売品目のヨーロッパ・中近東・アフリカ等における販売
Advanced Healthcare Ltd.	1,240千英ポンド	100.0%	化学製品の研究開発及び製造及び販売
株式会社松風プロダクツ京都	300,000千円	100.0%	歯科用機械器具、歯科用材料及び工業用研磨材の製造及び販売
上海松風歯科材料有限公司	350,000千円	100.0%	当社販売品目のうち、研削材及び人工歯等の製造
松風歯科器材貿易（上海）有限公司	100,000千円	100.0%	中国国内向け歯科材料、歯科用機器の販売
SHOFU Dental Asia-Pacific Pte. Ltd.	3,250千シンガポールドル	100.0%	当社販売品目のアジア太平洋地域等における販売
株式会社ネイルラボ	250,000千円	100.0%	日本国内及びアジア・アメリカ向けネイルケア関連商品の企画、製造及び販売

(注) 株式会社昭研は、平成26年7月1日をもって商号を「株式会社松風プロダクツ京都」に変更しております。

Ⅱ. 株式会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

(1) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
三井化学株式会社	1,800	11.28
株式会社京都銀行	712	4.46
日本生命保険相互会社	646	4.05
株式会社滋賀銀行	602	3.77
松風社員持株会	487	3.05
HSBC BANK PLC A/C MARATHON FUSION JAPAN PARTNERSHIP LP	408	2.55
三井住友信託銀行株式会社	364	2.28
株式会社SCREENホールディングス	330	2.06
株式会社中央倉庫	313	1.96
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	310	1.94

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示してあります。
 2. 当社は、自己株式を159千株保有しております。
 3. 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

(2) その他株式に関する重要な事項

- ① 発行可能株式総数 64,000,000株
 ② 発行済株式の総数 16,114,089株
 ③ 株主数 8,630名（前期末比110名減）
 ④ 株式の分割、株式無償割当て及び募集株式の発行等の状況
 該当事項はありません。

Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

(1) 新株予約権の概要

当社が既に発行している新株予約権の概要は、次のとおりです。

発行回次 (付与決議日)	新株予約権 の数	目的である 株式の種類 及び数	新株 予約権の 払込金額	行使時の 払込金額	行使期間
第1回新株予約権 (平成23年6月28日)	182個	普通株式 18,200株	1個あたり 67,000円	1株あたり 1円	平成23年7月15日 ～平成53年7月14日
第2回新株予約権 (平成24年6月27日)	231個	普通株式 23,100株	1個あたり 76,500円	1株あたり 1円	平成24年7月14日 ～平成54年7月13日
第3回新株予約権 (平成25年6月26日)	266個	普通株式 26,600株	1個あたり 79,900円	1株あたり 1円	平成25年7月18日 ～平成55年7月17日
第4回新株予約権 (平成26年6月26日)	303個	普通株式 30,300株	1個あたり 84,900円	1株あたり 1円	平成26年7月16日 ～平成56年7月15日

(注) 1. 新株予約権者のうち、取締役は取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日、執行役員は執行役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとしております。

2. 新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集要項を決定する取締役会において定めることとしております。

(2) 当社役員が保有する新株予約権の状況

上記(1)の新株予約権のうち、当社役員が保有する新株予約権の区分別の状況は、次のとおりです。

区分	発行回次	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役	第1回新株予約権	136個	13,600株	3名
	第2回新株予約権	178個	17,800株	5名
	第3回新株予約権	156個	15,600株	5名
	第4回新株予約権	228個	22,800株	7名

(3) 当事業年度中に当社執行役員に職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

区分	発行回次	新株予約権の数	目的である株式の数	交付者数
執行役員	第4回新株予約権	75個	7,500株	8名

IV. 株式会社の取締役及び監査役に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
* 取締役 会長	太 田 勝 也		
* 取締役 社長	根 來 紀 行		
* 専務 取締役	藤 島 亘	財務・人事・総務・ネイル事業 担当兼財務部長兼ネイル事業部 長	
専務 取締役	西 田 喜 直	営業・国際担当	
取 締 役	近 持 貴 之	マーケティング担当	
取 締 役	山 寄 文 孝	総合企画担当	
取 締 役	出 口 幹 人	研究開発・技術・生産担当	
常勤 監査役	松 村 光 常		
常勤 監査役	南 部 敏 之		
監 査 役	西 田 憲 司		公認会計士
監 査 役	酒 見 康 史		弁護士 シーシーエス株式会社 社外取締役

- (注) 1. *は代表取締役であります。
 2. 監査役 西田憲司氏及び酒見康史氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役 西田憲司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役 西田憲司氏及び酒見康史氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。なお、当社は酒見康史氏を当社の独立役員として、同取引所に届け出しています。

5. 当期中の取締役の異動

- (1) 平成26年6月26日開催の第142回定時株主総会において、新たに出口幹人氏が取締役に選任され、就任いたしました。
- (2) 平成26年6月26日開催の第142回定時株主総会終結の時をもって、脇野喜和氏が任期満了により取締役に退任いたしました。
- (3) 平成26年6月26日付をもって、下記のとおり地位及び担当の変更がありました。

氏名	新	旧
藤島 亘	専務取締役（代表取締役） 財務・人事・総務・ネイル事業担当	常務取締役 財務・人事・総務・ネイル事業担当
西田 喜直	専務取締役 営業・国際担当	常務取締役 営業・国際担当
出口 幹人	取締役 研究・技術・生産担当	執行役員 技術部長兼ネイル事業部担当部長

- (4) 平成26年12月1日付をもって、下記のとおり地位及び担当の変更がありました。

氏名	新	旧
藤島 亘	専務取締役（代表取締役） 財務・人事・総務・ネイル事業担当 兼財務部長兼ネイル事業部長	専務取締役（代表取締役） 財務・人事・総務・ネイル事業担当

6. 当期中の監査役の異動

- (1) 平成26年6月26日開催の第142回定時株主総会において、新たに南部敏之氏が監査役に選任され、就任いたしました。
- (2) 平成26年6月26日開催の第142回定時株主総会終結の時をもって、徳田進氏が任期満了により監査役に退任いたしました。

7. 当社は執行役員制度を導入しております。当事業年度末日における執行役員は以下のとおりであります。

地位	氏名	担当
上席執行役員	牧野 宏治	人事部長
上席執行役員	早川 雄一	マーケティング部担当部長
上席執行役員	岩崎 聡	松風歯科器材貿易（上海）有限公司 董事長 兼 総経理
上席執行役員	中嶋 義和	株式会社松風プロダクツ京都 取締役社長
執行役員	丹 正義	東京支社長
執行役員	長畑 喜代志	総合企画部長
執行役員	櫻井 寿紀	生産部長
執行役員	寺本 真也	総務部長

8. 当社は、コーポレートガバナンス強化のため、社外取締役を置くことを検討してまいりましたが、独立した立場からの助言・監督を期待できる適任候補を選任するには至っておりませんでした。今般、適任候補を選任することができましたので、平成27年6月25日開催予定の定時株主総会において、社外取締役選任議案をお諮りする予定であります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人数	支給額
取締役	8人	248,542千円
監査役 (うち社外監査役)	5人 (2人)	39,587千円 (7,604千円)
合計 (うち社外役員)	13人 (2人)	288,129千円 (7,604千円)

- (注) 1. 報酬等の額には、期間費用として引当金計上した役員賞与のほか、株式報酬型ストック・オプションとして取締役8名に対して付与した新株予約権18,892千円を含めております。
2. 上記の人数には、平成26年6月26日開催の第142回定時株主総会終結の時をもって退任した2名(取締役1名、監査役1名)を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況並びに当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該兼職先との関係
監査役	酒見康史	シーシーエス株式会社	社外取締役	当社とシーシーエス株式会社の間には特別な関係はありません。

②各社外役員の当事業年度における主な活動状況 取締役会及び監査役会への出席の状況並びに発言の状況

氏名	出席の状況(出席回数)	発言の状況
西田憲司	取締役会22回	公認会計士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
	監査役会15回	
酒見康史	取締役会21回	弁護士としての専門性に基づき、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための提言等を行っております。
	監査役会15回	

(注) 当事業年度における取締役会の開催回数は22回、監査役会の開催回数は15回であります。

V. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の氏名又は名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等の額

①	公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	35百万円
②	当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

なお、当社の重要な子会社のうち、SHOFU Dental GmbH、Advanced Healthcare Ltd.、上海松風歯科材料有限公司、松風歯科器材貿易（上海）有限公司、SHOFU Dental Asia-Pacific Pte. Ltd.、台湾娜拉波股份有限公司につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の計算書類（これに相当するものを含む）の監査（会社法又は金融商品取引法（又はこれらの法律に相当するものを含む）の規定によるものに限る）を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人である監査法人に重大な法令違反や著しい職務怠慢があると認められる場合は、当社監査役会の決定により、株主総会に会計監査人の解任又は不再任の議案を上程します。

VI. 株式会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社取締役会において決議した、内部統制システム構築の基本方針は以下のとおりであります。

当社は、「創造的な企業活動を通じて世界の歯科医療に貢献する」ことを経営理念として掲げ、歯科医療という公共性の高い分野で事業を行っている。また、企業が健全に存続し続けるためには、企業としての社会的責任を果たすことが不可欠であり、当社のように公共性の高い分野で事業を行う企業に対しては、そのことがより強く求められる。そこで、当社は企業としての社会的責任を果たすための取組みの一環として、コンプライアンスを重視した経営を推進することとし、以下のとおり内部統制システムを整備する。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念を実践するために「松風グループ行動規範」を制定して、松風の役員・社員として求められる規範を明示するとともに、社長を委員長とする倫理委員会を設置し、役員・社員が法令・定款及び社内規程を順守し、共通の倫理的価値観を持つための体制の構築及び運用・維持を行う。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断する。

さらに、コンプライアンスを重視した経営を担保するため、取締役社長の直属組織として監査室を置き、監査室による内部監査と監査役監査の連携を図るなど、チェック体制の充実を図る。併せて社内外に窓口を置く内部通報制度を設け、通報者が不利益な扱いを受けないことを明確に示すことによって、不祥事の早期発見に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る情報については、別に定める「取締役会規程」、「常務会規程」、「稟議規程」、「内部情報管理規程」及び「文書取扱規程」において、情報の性質に応じた保存年限や保存方法を定め、適切に保存し管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

松風グループのコンプライアンス、品質、環境、災害、情報セキュリティ、与信等に係るリスクについては、それぞれの担当部門で規程、ガイドラインを制定、教育研修を実施するほか、マニュアルの作成・配布等を行うことを通じて、担当する業務に関するリスクの早期把握に努め、リスク回避及びリスクの最小化のために必要な措置を講じ、関係部門と連携を図り対応を行う。

また、新たに生じたリスクへの対応のために必要な場合は、速やかに対応責任者を定め、必要な対応をとる。

さらに、内部監査を通じて、リスクの発見やリスク対応措置の見直しを行い、継続的な体制改善を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の業務執行状況の監督等を行う。

取締役は、法令、定款に基づくほか、重要事項については、「取締役会規程」、「常務会規程」、「職務権限規程」によって定められた決裁権限に基づいて、適正に職務を執行する。

また、迅速な意思決定を行うことにより、効率的な職務執行を図るため、担当役員制度及び執行役員制度を導入しており、執行役員は、取締役会及び担当役員の指導及び監視のもと、委譲された権限を行使して職務を執行する。

さらに、常務取締役以上で構成する常務会を設置し、取締役会への付議事項の審査、取締役会から委嘱を受けた事項、その他経営に関する戦略的事項等重要事項の決定を行うとともに、常務会の諮問機関として執行役員等から構成する執行役員会を設置し、中長期経営計画、年度経営計画等重要経営課題の検討、立案及び実行管理を行い、事業活動の円滑化、経営効率の向上を図る。

上記の職務執行にかかる意思決定については、「稟議規程」に基づき稟議により決定する。

(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ全体の企業価値及び経営効率の向上を図り、社会的責任を全うするために「関係会社管理規程」を制定し、親会社・子会社間の指揮・命令、連携を密にし、管理・指導等を行いながら企業集団としての業務の適正を図る。これらを総合企画部が主管する。

また、「松風グループ行動規範」を当社及び国内外の子会社すべてに適用し、グループ全体のコンプライアンス体制強化を図る。

当社及び子会社各社は、金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制」システムの構築、評価及び報告に関し、適切な運営を図る。

また、子会社各社についても当社監査室による内部監査及び当社監査役による監査役監査を実施する。子会社各社は自社の業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告するものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合は、監査役の指名する社員に委嘱することとする。当該社員の人事考課については監査役会の同意を得て実施するものとする。当該社員を対象とする人事異動を行うにあたっては、監査役会の同意を得て行うものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役会に職務の執行状況を報告する。また、監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、必要に応じて取締役又は社員に報告を求めることができる。監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いは受けないものとする。さらに、関係部門及びグループ会社の調査、重要案件の決裁書の確認などにより監査を行うほか、必要に応じて子会社の取締役、社員等から報告を受ける。また、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、会計監査人との情報の交換を行う。

監査役会は、子会社監査役を含めた相互の情報提供や意見交換を十分に行うほか、監査室や会計監査人との緊密な連携を図る。

監査役は、その職務の執行に必要な費用等を会社に請求できるほか、必要に応じ、会社の費用で、外部専門家を任用することができる。

Ⅶ. 株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定の者の大規模な買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、歯科器材の国際的メーカーである当社の経営においては、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、そして世界の歯科医療に貢献し、このことを通じて人々の「健康」と「美」に貢献するという当社に与えられた社会的使命、それら当社グループの企業価値を構成する要素等への理解が不可欠であり、これらを継続的に維持、向上させていくためには、当社グループの企業価値の源泉等を機軸とした中長期的な視野を持った取組みが必要不可欠であると考えております。当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者によりこうした中長期的視点に立った施策が実行されない場合、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益や当社グループに関わる全てのステークホルダーの利益は毀損されることになる可能性があります。

当社は、当社株式の適正な価値を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、突然大規模な買付行為がなされたときに、買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかなど大規模買付者による大規模買付行為の是非を株主の皆様が短期間の内に適切にご判断いただくためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。さらに、当社株式の継続保有をお考えの株主の皆様にとっても、かかる買付行為が当社グループに与える影響や、買付者が考える当社グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該買付行為に対する当社取締役会の意見等の情報は、当社株式の継続保有を検討するうえで重要な判断材料となると考えます。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取組みとして、創立100周年を迎える10年後の“あるべき姿”を見据え、その実現に向けて、欧米を中心とした先進国市場や、経済成長に伴う生活水準の向上が期待される新興国市場の需要を取り込むべく、経営資源を海外へシフトし、海外事業の拡大を軸に取り組みでまいります。具体的には、「中期経営計画」を策定し、①地域の需要・ニーズに適合した新製品の開発、②生産拠点の再配置、海外生産の拡大、③販売網・販売拠点の整備及び構築、④海外展開を積極的に進めるための人材育成、確保といった施策を通じて、企業価値ひいては株主共同の利益の向上につなげることを目指しております。

また、激しい企業環境の変化に迅速に対応し、責任の明確化を図り、機動性を確保することを目的として、平成23年6月の株主総会において取締役の員数を13名から7名に変更しております。また、業務執行に関する意思決定のスピードを速めるため、執行役員制度を新設するなど、

コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けて取り組んでおります。

(3) 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成25年5月13日開催の取締役会において、(1)で述べた会社支配に関する基本方針に照らし、「当社株券等の大規模買付行為への対応方針」(以下「本対応方針」といいます。)を継続することを決議いたしました。

本対応方針は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。かかる買付行為を以下「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を以下「大規模買付者」といいます。)が行われる場合に、①大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を事前に提供し、②当社取締役会のための一定の評価期間が経過し、かつ③取締役会又は株主総会が新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否について決議を行った後に大規模買付行為を開始する、という大規模買付ルール遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を新株予約権の発行等を利用することにより抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

当社の株券等について大規模買付行為が行われる場合、まず、大規模買付者には、当社代表取締役宛に大規模買付者及び大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨が記載された意向表明書を提出することを求めます。さらに、大規模買付者には、当社取締役会が当該意向表明書受領後10営業日以内に交付する必要情報リストに基づき株主の皆様の判断及び当社取締役会の意見形成のために必要な情報の提供を求めます。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し前述の必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)又は90日間(その他の大規模買付行為の場合)(最大30日間の延長があります。)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間とし、当社取締役会は、当該期間内に、外部専門家等の助言を受けながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、後述の企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取りまとめて公表します。また、当社取締役会は、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会としての代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断を防止するための諮問機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外

監査役及び社外有識者の中から選任された委員からなる企業価値検討委員会を設置し、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置を発動すべきか否か、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置を発動すべきか否か、対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきか否か等の本対応方針に係る重要な判断に際しては、企業価値検討委員会に諮問することとします。企業価値検討委員会は、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しないため対抗措置発動を勧告した場合、②大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められるため対抗措置発動を勧告した場合、及び③大規模買付者による大規模買付行為ないしその提案内容の評価、検討の結果、対抗措置の不発動を勧告した場合を除き、新株予約権の発行等の対抗措置の発動の可否につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告します。

当社取締役会は、株主総会決議に従って、又は取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り企業価値検討委員会の前述の勧告を最大限尊重し、新株予約権の発行等の対抗措置の発動又は不発動に関する会社法上の機関としての決議を遅滞なく行います。対抗措置として新株予約権の発行を実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大規模買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大規模買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとし、また、当社取締役会は、当社取締役会又は株主総会が対抗措置の発動を決定した後も、対抗措置の発動が適切でないと判断した場合には、企業価値検討委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の変更又は停止を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本対応方針の有効期限は、平成25年6月26日開催の定時株主総会においてその継続が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以後も同様とします。なお、本対応方針の有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、関係法令の整備や、金融商品取引所が定める上場制度の整備等を踏まえ随時見直しを行い、本対応方針の変更を行うことがあります。

なお、本対応方針の詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.shofu.co.jp/ir/>）に掲載する平成25年5月13日付プレスリリースをご覧ください。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(2) に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、(2) に記載した通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、(3) に記載した本対応方針も、(3) に記載した通り、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本対応方針は、当社取締役会から独立した組織として企業価値検討委員会を設置し、対抗措置の発動・不発動の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、企業価値検討委員会が株主総会に諮る必要がないと判断する限定的な場合を除き、原則として株主総会決議によって対抗措置の発動の可否が決められること、本対応方針の有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

Ⅷ. 株式会社の剰余金の配当等の決定権限に関する方針

当社は、長期的な企業価値（株主価値）の増大と、株主のみなさまへの利益還元を目指しつつ安定した配当の維持・継続を基本方針としておりますが、一方で、経営基盤の強化・財務体質の改善を図りながら、海外事業の拡大、新製品開発のための研究開発投資等、将来における積極的な事業展開に備えるため内部留保の充実にも配慮していく考えであります。

連結業績に応じた利益配分の指標としましては、連結配当性向を30%以上とすることを目標として、中間配当及び期末配当の年2回配当を通じて、安定した配分を続けてまいります。

当社は、会社法第459条第1項に掲げる剰余金の配当等については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議をもって行う旨を定款に定めております。

今期の配当金につきましては、平成27年5月14日開催の取締役会決議により、当年度末日（平成27年3月31日）を基準日とする配当金を1株当たり10円（普通配当10円）とさせていただきます。なお、平成26年11月に実施済の配当金とあわせ、年間の配当金は1株当たり18円となっております。

今後も、これまでの配当政策を継続しつつ、将来の投資計画並びに事業環境等を勘案しながら、資本効率の向上を通じた株主のみなさまへの利益還元や資本政策を機動的に実施してまいります。

Ⅸ. その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成27年2月4日開催の取締役会においてMerz Dental GmbHの発行済株式100%を取得し、子会社化することについて決議し、平成27年4月1日付で全株式を取得しております。

以 上

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	4,724	買掛金	660
受取手形及び売掛金	2,673	短期借入金	3,000
有価証券	36	1年内返済予定の長期借入金	8
商品及び製品	3,484	未払法人税等	136
仕掛品	674	役員賞与引当金	60
原材料及び貯蔵品	781	その他	1,645
繰延税金資産	588	流動負債合計	5,510
預け金	1,968	固定負債	
その他	776	長期借入金	111
貸倒引当金	△81	繰延税金負債	1,065
流動資産合計	15,625	退職給付に係る負債	106
固定資産		その他	867
有形固定資産		固定負債合計	2,150
建物及び構築物	3,302	負債合計	7,660
機械装置及び運搬具	691	(純資産の部)	
土地	1,933	株主資本	
建設仮勘定	51	資本金	4,474
その他	536	資本剰余金	4,576
有形固定資産合計	6,516	利益剰余金	10,102
無形固定資産	229	自己株式	△146
投資その他の資産		株主資本合計	19,007
投資有価証券	5,278	その他の包括利益累計額	
繰延税金資産	46	その他有価証券評価差額金	2,082
退職給付に係る資産	1,065	為替換算調整勘定	340
その他	689	退職給付に係る調整累計額	271
貸倒引当金	△8	その他の包括利益累計額合計	2,693
投資その他の資産合計	7,070	新株予約権	72
固定資産合計	13,816	少数株主持分	8
資産合計	29,442	純資産合計	21,781
		負債純資産合計	29,442

連結損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		19,688
売 上 原 価		8,598
売 上 総 利 益		11,089
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		9,929
営 業 利 益		1,159
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	12	
受 取 配 当 金	62	
会 費 収 入	126	
為 替 収 益	32	
そ の 他	70	305
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	5	
売 上 割 引	161	
当 社 主 催 会 費	157	
そ の 他	24	349
経 常 利 益		1,114
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	16	16
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	20	
減 損 損 失	144	165
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		965
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	367	
法 人 税 等 調 整 額	20	387
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		577
少 数 株 主 損 失		△3
当 期 純 利 益		581

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年4月1日残高	4,474	4,576	9,697	△162	18,586
会計方針の変更による累積的影響額			114		114
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,474	4,576	9,811	△162	18,700
当期変動額					
剰余金の配当			△287		△287
当期純利益			581		581
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分			△3	16	13
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	291	15	307
平成27年3月31日残高	4,474	4,576	10,102	△146	19,007

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
平成26年4月1日残高	968	43	88	1,101	60	-	19,747
会計方針の変更による累積的影響額							114
会計方針の変更を反映した当期首残高	968	43	88	1,101	60	-	19,861
当期変動額							
剰余金の配当							△287
当期純利益							581
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							13
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,113	296	182	1,592	11	8	1,612
当期変動額合計	1,113	296	182	1,592	11	8	1,919
平成27年3月31日残高	2,082	340	271	2,693	72	8	21,781

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 11社

連結子会社の名称

株式会社 滋賀松風、株式会社 松風プロダクツ京都、SHOFU Dental Corp.、SHOFU Dental GmbH、Advanced Healthcare Ltd.、SHANGHAI SHOFU Dental Material Co., Ltd.、株式会社 ネイルラボ、NAIL LABO INC.、台湾娜拉波股份有限公司、SHOFU Dental Trading (Shanghai) Co., Ltd.、SHOFU Dental Asia-Pacific Pte. Ltd.

上記のうち、台湾娜拉波股份有限公司は、当社の子会社である株式会社 ネイルラボと麗緻菁華國際有限公司との合併により平成26年12月に新たに設立し、連結の範囲に含めております。

非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称

SHOFU MEXICO S.de R.L.de C.V.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純利益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちSHANGHAI SHOFU Dental Material Co., Ltd.及びSHOFU Dental Trading (Shanghai) Co., Ltd.の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結子会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……移動平均法による原価法

②棚卸資産

主として先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年

機械装置及び運搬具 3～17年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を費用処理しております。

また、海外の連結子会社は主に確定拠出方式を採用しております。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が176百万円増加し、利益剰余金が114百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ17百万円増加しております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

③連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度より連結納税制度を適用しております。

④追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.5%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは32.9%、平成28年4月1日以降のものについては32.2%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が43百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が43百万円、その他有価証券評価差額金額が95百万円、退職給付に係る調整累計額が13百万円それぞれ増加しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 9,421百万円

2. コミットメントライン契約

当社は、機動的かつ安定的な資金調達体制を構築するため、取引金融機関4行とコミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく借入未実行残高等は、次のとおりです。

コミットメントラインの総額	4,000百万円
借入実行残高	3,000百万円
差引残高	1,000百万円

(連結損益計算書に関する注記)

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1)減損損失を認識した資産

用途	場所	種類	金額
処分予定資産	京都市伏見区	土地及び建物等	144百万円

(2)減損損失を認識するに至った経緯

当連結会計年度において、連結子会社株式会社松風プロダクツ京都の本社・本社工場移転に伴い、処分予定の旧本社・本社工場の土地及び建物等について、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地108百万円、建物及び構築物33百万円、機械装置0百万円及びその他1百万円であります。

(3)資産のグルーピング方法

当社グループは、事業用資産については事業の種類を基準として資産のグルーピングを行い、遊休資産及び処分予定資産等については個別に資産のグルーピングを行っております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の数

普通株式	16,114,089株
------	-------------

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

平成26年5月12日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

 - ・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	159百万円
1株当たり配当額	10.00円
基準日	平成26年3月31日
効力発生日	平成26年6月5日

平成26年11月5日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

 - ・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	127百万円
1株当たり配当額	8.00円
基準日	平成26年9月30日
効力発生日	平成26年11月28日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成27年5月14日開催予定の取締役会において、次のとおり決議しております。

 - ・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	159百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	10.00円
基準日	平成27年3月31日
効力発生日	平成27年6月4日

4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数

普通株式	98,200株
------	---------

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主に短期的な預金等を中心とし、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。また、不測の事態に備えて金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として、株式であり、上場株式については月次で時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差 額
(1) 現金及び預金	4,724	4,724	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,673	2,673	—
(3) 預け金	1,968	1,968	—
(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	5,293	5,293	—
(5) 買掛金	(660)	(660)	—
(6) 短期借入金	(3,000)	(3,000)	—
(7) 長期借入金(1年内返済予定の長期 借入金を含む)	(119)	(119)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金並びに、(3) 預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 買掛金、並びに(6)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金のうち、変動金利によるものの時価は、帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。また、固定金利によるものの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*)	20

(*) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	1,360円19銭
1 株当たり当期純利益	36円45銭

(重要な後発事象に関する注記)

取得による企業結合

当社は、平成27年2月4日開催の取締役会においてMerz Dental GmbHの発行済株式100%を取得し、子会社化することについて決議し、平成27年4月1日付で全株式を取得しております。

(1)企業結合の概要

①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 Merz Dental GmbH

事業の内容 ドイツにおける歯科用器材の製造・販売等

②企業結合を行った主な理由

Merz Dental GmbH (以下、Merz Dental)は、ドイツを代表する人工歯メーカーであり、高級歯分野における高いブランド力、ドイツにおける直販ルート、人工歯及び周辺材料を中心としたドイツ国内の生産拠点を有している企業であります。Merz Dentalが当社グループに加わることにより、ドイツ、日本のみならず世界中に展開可能なより高品質の人工歯開発、ヨーロッパ全域における顧客ニーズにより迅速に対応できる生産体制、また販売面においては当社製品の販売網の整備・拡充などへの活用、一方でMerz Dentalの製品を、当社の海外ネットワークを通じて販売していくことが可能となるなどのシナジーが創出されると判断し、今回の取得を決定しました。

③企業結合日

平成27年4月1日

④企業結合の法的形式

現金を対価とした株式取得

⑤取得した議決権比率

100%

⑥取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価とする株式取得により議決権比率の100%を獲得したことによります。

(2)企業結合の概要

取得の対価 (概算額) 15,106千ユーロ(1,968百万円)

(3)発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金	2,242	買掛金	712
受取手形	236	短期借入金	3,000
売掛金	2,184	繰上入金	12
商品及び製品	2,289	未払費用	318
仕掛品	489	未払法人税等	679
材料及び貯蔵品	592	未払消費税	66
前払費用	112	前受り	27
繰延税金資産	269	前受り引当金	6
関係会社短期貸付金	1,968	その他の流動負債	60
その他の流動資産	50	流動負債合計	5,094
倒引当金	459		
流動資産合計	△76		
	10,818	固定負債	
固定資産		長期借入金	100
有形固定資産		繰上保入債	17
建物	1,589	繰上保入証	327
構築物	85	繰上保入証	395
機械・装置	458	繰上保入証	763
車両運搬具	0	固定負債合計	1,604
工具器具備品	302	負債合計	6,699
土地	1,614	(純資産の部)	
構築物	15	株主資本	
建設仮勘定	12	資本金	4,474
有形固定資産合計	4,079	資本剰余金	4,576
無形固定資産		資本剰余金合計	4,576
ソフトウェア	98	利益剰余金	1,118
リース資産	13	利益剰余金	260
その他無形固定資産	6	利益剰余金	10
無形固定資産合計	118	利益剰余金	740
投資その他の資産		利益剰余金	4,828
投資有価証券	5,181	利益剰余金	△146
関係会社株	3,577	株主資本合計	15,861
従業員長期貸付金	18	株主資本	2,082
差入保証金	47	株主資本	2,082
役員退職積立金	206	株主資本	72
前払年金費用	664	純資産合計	18,016
その他の投資当	11	負債純資産合計	24,715
倒引当金	△7		
投資その他の資産合計	9,699		
固定資産合計	13,897		
資産合計	24,715		

損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		15,127
売 上 原 価		7,946
売 上 総 利 益		7,180
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,586
営 業 利 益		594
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	309	
会 費 収 入	119	
受 取 技 術 料	71	
為 替 差 益	23	
そ の 他	107	633
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2	
売 上 割 引	161	
当 社 主 催 会 費	150	
そ の 他	57	372
経 常 利 益		855
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	20	
減 損 損 失	31	52
税 引 前 当 期 純 利 益		803
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	158	
法 人 税 等 調 整 額	61	219
当 期 純 利 益		583

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				配当準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
平成26年4月1日残高	4,474	4,576	1,118	260	10	740	4,420
会計方針の変更による累積的影響額							114
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,474	4,576	1,118	260	10	740	4,534
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩					0		△0
剰余金の配当							△287
当期純利益							583
自己株式の取得							
自己株式の処分							△3
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	0	-	293
平成27年3月31日残高	4,474	4,576	1,118	260	10	740	4,828

	株主資本		評価・換算 差額等 その他 有価証券 評価 差額金	新株予約権	純資産 合計
	自己株式	株主資本 合計			
平成26年4月1日残高	△162	15,438	968	60	16,467
会計方針の変更による累積的影響額		114			114
会計方針の変更を反映した当期首残高	△162	15,552	968	60	16,581
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩		-			-
剰余金の配当		△287			△287
当期純利益		583			583
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	16	13			13
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			1,113	11	1,125
当期変動額合計	15	309	1,113	11	1,434
平成27年3月31日残高	△146	15,861	2,082	72	18,016

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品
製 品
原 材 料
仕 掛 品
貯 蔵 品

} 先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

ただし、当事業年度は年金資産が退職給付債務を超過しているため、当該超過額を前払年金費用として計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額を費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理することとしております。

(会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。）を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存期間に近似した年数とする方法から、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用が176百万円増加し、繰越利益剰余金が114百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ17百万円増加しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

5. 連結納税制度の適用

当社は、当事業年度より連結納税制度を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 7,037百万円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 735百万円

短期金銭債務 313百万円

3. コミットメントライン契約

当社は、機動的かつ安定的な資金調達体制を構築するため、取引金融機関4行とコミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく借入未実行残高等は、次のとおりです。

コミットメントラインの総額	4,000百万円
借入実行残高	3,000百万円
差引残高	1,000百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高 2,578百万円

仕入高 2,432百万円

販売費及び一般管理費 8百万円

営業取引以外の取引高 576百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度の末日における自己株式の株式数

普通株式 159,400株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	27百万円
未払費用	155百万円
株式評価損	73百万円
役員退職慰労金	132百万円
減価償却限度超過額	69百万円
減損損失	10百万円
その他の	298百万円
繰延税金資産小計	766百万円
評価性引当額	△114百万円
繰延税金資産合計	651百万円

(繰延税金負債)

前払年金費用	214百万円
その他有価証券評価差額金	927百万円
固定資産圧縮積立金	4百万円
繰延税金負債合計	1,146百万円
繰延税金負債の純額	△494百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.5%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは32.9%、平成28年4月1日以降のものについては32.2%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が35百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が35百万円、その他有価証券評価差額金額が95百万円それぞれ増加しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1,124円71銭
1株当たり当期純利益	36円60銭

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

株式会社松風

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡部 健 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 敏宏 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社松風の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社松風及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月7日

株式会社松風

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 渡部 健 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 敏宏 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社松風の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第143期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成26年 4月 1日から平成27年 3月31日までの第143期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査実施計画、各監査役の職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査要領に準拠し、当期の監査計画に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月13日

株式会社 松 風 監査役会

常勤監査役	松 村 光 常	Ⓔ
常勤監査役	南 部 敏 之	Ⓔ
社外監査役	西 田 憲 司	Ⓔ
社外監査役	酒 見 康 史	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

社外取締役制度の導入にあたり、取締役の員数を7名以内から8名以内に変更するほか、社外役員に有為な人材を招聘し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外取締役及び社外監査役との責任限定契約を締結できるように、定款を変更するものであります。

また、執行役員の業務執行機能を高め、経営基盤の強化を図るため、役付執行役員の適時適切な人事を行うことを可能にするため、定款の役付取締役に関する文言を一部削除するものであります。

さらに、上記定款変更に際して条文を新設したことに伴う条数の繰り下げを実施するものであります。

なお、本議案につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
(員数) 第18条 当社の取締役は、 <u>7</u> 名以内とする。	(員数) 第18条 当社の取締役は、 <u>8</u> 名以内とする。
(役付取締役及び代表取締役の選定) 第24条 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長、 <u>取締役副社長、専務取締役及び常務取締役</u> を選定することができる。	(役付取締役及び代表取締役の選定) 第24条 取締役会は、その決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長を選定することができる。
2. 取締役社長は、代表取締役とする。	2. 取締役社長は、代表取締役とする。
3. 取締役会の決議をもって、 <u>第1項の役付取締役</u> の中から代表取締役を選定することができる。	3. <u>前項のほか</u> 、取締役会の決議をもって、取締役の中から代表取締役を選定することができる。

現行定款	変更案
<p>(新 設)</p> <p>第27条～第33条 (記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第34条～第39条 (記載省略)</p>	<p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第27条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第28条～第34条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任限定契約)</p> <p>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第36条～第41条 (現行どおり)</p>

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役 太田勝也、根來紀行、藤島 亘、西田喜直、近持貴之、山崎文孝及び出口幹人の7氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、新たに社外取締役を招聘するため、第1号議案における役員数の変更をご承認いただいたことを前提に、8名の取締役の選任をお願いいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p style="text-align: center;">ねごろ のりゆき 根来 紀行 (昭和31年3月9日生)</p>	<p>昭和56年3月 当社入社 平成15年6月 取締役研究開発部長 平成19年7月 常務取締役研究開発部長 平成20年6月 常務取締役研究開発・技術・生産担当兼研究開発部長 平成21年4月 常務取締役研究開発・技術・生産担当 平成21年6月 取締役社長（代表取締役）（現在）</p>	46,900株
2	<p style="text-align: center;">ふじしま わたる 藤島 亘 (昭和29年8月26日生)</p>	<p>平成21年3月 当社入社 平成21年4月 財務部長 平成23年6月 執行役員財務部長 平成24年6月 常務取締役財務・人事・総務・総合企画担当 平成25年6月 常務取締役財務・人事・総務・ネイル事業担当 平成26年6月 専務取締役（代表取締役） 財務・人事・総務・ネイル事業担当 平成26年12月 専務取締役（代表取締役） 財務・人事・総務・ネイル事業担当兼 財務部長兼ネイル事業部長 平成27年4月 専務取締役（代表取締役） 財務・人事・総務・ネイル事業担当兼 ネイル事業部長（現在）</p>	17,200株
3	<p style="text-align: center;">にしだ よしなお 西田 喜直 (昭和25年11月24日生)</p>	<p>昭和48年3月 当社入社 平成15年6月 取締役営業部長 平成20年7月 常務取締役営業・マーケティング担当兼営業部長 平成21年6月 常務取締役営業部長 平成21年10月 常務取締役 平成23年6月 常務取締役営業・マーケティング・国際担当 平成24年6月 常務取締役営業・国際担当 平成26年6月 専務取締役営業・国際担当（現在）</p>	24,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	ちかもち なかし 近持 貴之 (昭和30年9月11日生)	昭和56年3月 当社入社 平成19年6月 取締役東京支社長 平成21年10月 取締役営業部長 平成23年6月 上席執行役員営業部長 平成24年6月 取締役マーケティング担当（現在）	24,300株
5	やまざき ふみたか 山崎 文孝 (昭和36年5月27日生)	昭和56年3月 当社入社 平成20年4月 総合企画部長 平成23年6月 執行役員総合企画部長 平成25年6月 取締役総合企画担当（現在）	14,600株
6	でぐち みきと 出口 幹人 (昭和30年9月19日生)	昭和57年3月 当社入社 平成21年4月 研究開発部長 平成23年6月 執行役員研究開発部長 平成25年4月 執行役員技術部長 平成25年6月 執行役員技術部長兼ネイル事業部担当部長 平成26年6月 取締役研究開発・技術・生産担当（現在）	9,000株
7	※ すずき きいち 鈴木 基市 (昭和24年5月23日生)	昭和48年4月 三井東圧化学株式会社入社 平成15年6月 三井化学株式会社執行役員 平成19年4月 三井化学株式会社常務執行役員 平成19年6月 三井化学株式会社常務取締役 平成21年6月 三井化学株式会社専務取締役 平成24年4月 三井化学株式会社取締役専務執行役員 平成25年4月 三井化学アグロ株式会社取締役会長 平成27年4月 三井化学アグロ株式会社相談役（現在）	—
8	※ にしだ けんじ 西田 憲司 (昭和22年5月5日生)	昭和47年7月 監査法人中央会計事務所入所 昭和50年12月 公認会計士登録 昭和57年5月 西田憲司公認会計士事務所開設 平成13年6月 当社監査役（現在）	14,600株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. ※は新任の取締役候補者であります。
3. 鈴木基市氏及び西田憲司氏は、社外取締役候補者であります。
鈴木基市氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社に反映していただけるものと判断しております。
西田憲司氏は、公認会計士として財務及び会計に精通し企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 両氏が社外取締役に選任された場合は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、当社は両氏と、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定です。
また、両氏の選任議案が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役の西田憲司氏が監査役を辞任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※ かみもと みつお 神本 満男 (昭和22年5月21日生)	昭和45年10月 監査法人太田哲三事務所（現 新日本有限責任監査法人）入所 昭和48年7月 公認会計士登録 平成2年5月 太田昭和監査法人（現 新日本有限責任監査法人）代表社員 平成14年6月 新日本監査法人（現 新日本有限責任監査法人）理事・大阪事務所所長 平成20年9月 神本公認会計士事務所開設 平成22年6月 エレコム株式会社監査役（現在）	—

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. ※は新任の監査役候補者であります。
3. 神本満男氏は、社外監査役候補者であります。神本満男氏は、公認会計士として財務及び会計に精通し企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

4. 神本満男氏が社外監査役に選任された場合は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、当社は神本氏と、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定です。
また、神本満男氏の選任議案が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって補欠監査役の小原正敏氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
おはら まさとし 小原 正敏 (昭和26年4月25日生)	昭和54年4月 弁護士登録 吉川綜合法律事務所 (現 きっかわ法律事務所) 入所 昭和61年8月 ニューヨーク州弁護士登録 平成16年4月 大阪市立大学法科大学院特任教授(民事法担当) 平成22年4月 大阪市立大学法科大学院非常勤講師(現在)	—

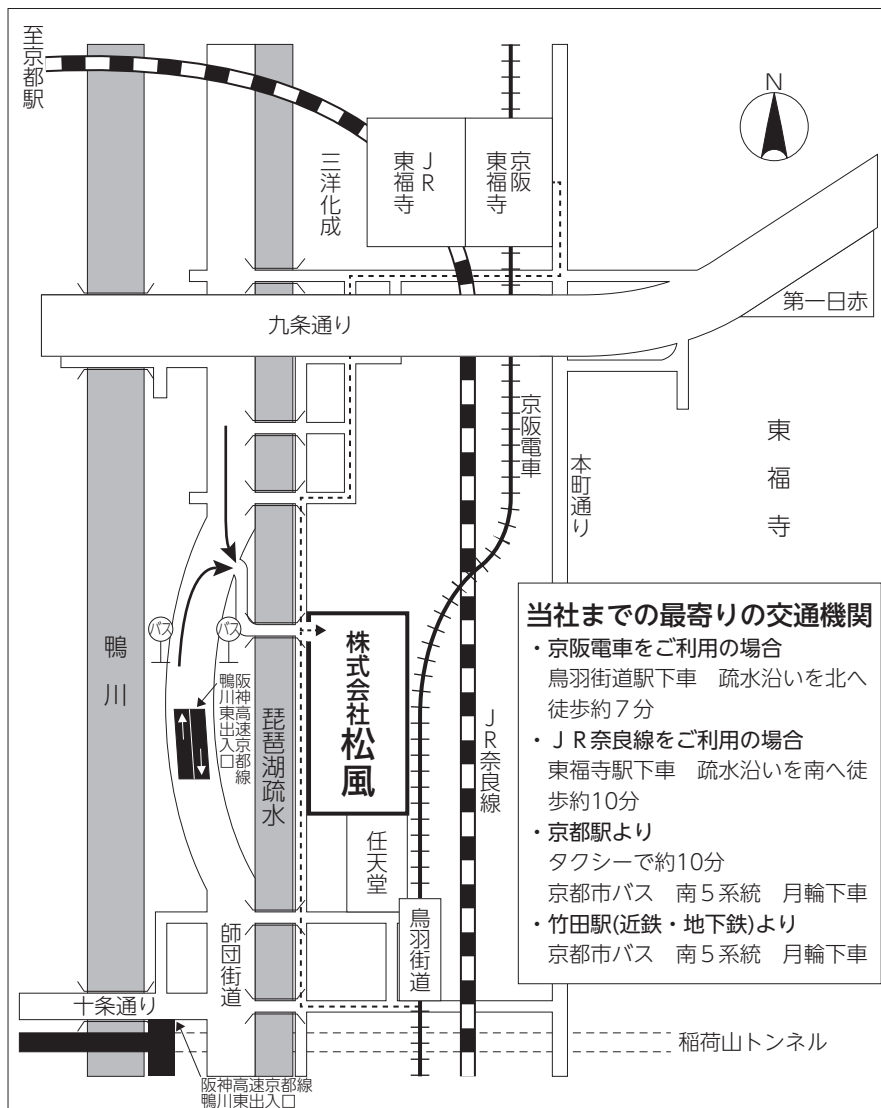
- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 小原正敏氏は、補欠社外監査役候補者であります。小原正敏氏は、弁護士として会社法をはじめとする企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。

第5号議案 取締役報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、平成23年6月28日開催の第139回定時株主総会において年額2億50百万円以内とご承認いただき、今回に至っておりますが、その後の経済情勢の変化に加え、諸般の事情を考慮いたしまして、賞与を含めた取締役の報酬額を年額3億円以内(うち社外取締役30百万円)といたしたく改定をお願いするものであります。

また、現在の取締役は7名ですが、第1号議案及び第2号議案が原案どおり可決されますと、取締役の員数は8名(うち社外取締役2名)となります。

以上



当社までの最寄りの交通機関

- ・京阪電車をご利用の場合
鳥羽街道駅下車 疏水沿いを北へ
徒歩約7分
- ・JR奈良線をご利用の場合
東福寺駅下車 疏水沿いを南へ
徒歩約10分
- ・京都駅より
タクシーで約10分
京都市バス 南5系統 月輪下車
- ・竹田駅(近鉄・地下鉄)より
京都市バス 南5系統 月輪下車

駐車スペースに限りがございますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。